

広島地方最低賃金審議会
第 573 回 本審議会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 17 日(月) 16 時 15 分～17 時 50 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 5 人 出席 5 人 出席 5 人	定数 5 人 定数 5 人 定数 5 人
主要議題	1 令和 8 年度広島県最低賃金の改正決定について 2 令和 8 年度広島県特定最低賃金の「改正申出」及び「決定申出」の取扱いについて 3 その他		
議 事 要 旨			
1 令和 8 年度広島県最低賃金の改正決定について 事務局から、専門部会長報告、公益委員見解を報告し、引上げ額 56 円、発効日を法定発効 10 月 11 日とする公益案が提示されたこと、引上げ額は全会一致、発効日は公労賛成、使側反対で可決されたことを報告し、続けて、答申（案）を読み上げた。 答申（案）について採決した結果、引上げ額は全会一致、発効日は公労が賛成、使側が反対し、賛成多数で決定され、広島地方最低賃金審議会会長から広島労働局長に答申文が手交された。 事務局から、異議申出に係る公示、異議申出がなされた場合の第 574 回本審の開催予定日、その後の手続、法定発効予定日について説明がなされた。			
2 令和 8 年度広島県特定最低賃金の「改正申出」及び「決定申出」の取扱いについて 事務局から、現行の特定最低賃金 8 業種に係る改正申出、新設の特定最低賃金 1 業種に係る決定申出について説明し、続いて、労側から公正競争ケースの申出である改正申出 2 業種、決定申出 1 業種についての申出理由等の説明がなされた。 その後、広島労働局長から広島地方最低賃金審議会会長に、広島県特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」及び「決定の必要性の有無」に係る諮問文が手交され、必要性の有無については第 574 回本審以降に審議されることとなった。			
3 その他 次回第 574 回本審は 9 月 2 日（水）11 時から開催予定となった。			